第1章 総 則

第1条(適用)

この特約は、家族会員サービスを提供する条件を定めることを目的とします。

2 この特約は、BIGLOBE 会員規約(以下「会員規約」といいます。)に付帯して適用されます。

第2条 (特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法により会員に通知することにより、この特約を変更することがあります。この場合、この予告期間内に、第10条に基づく家族IDによる、BIGLOBE サービスの利用の終了または会員規約第9条に基づく退会の届け出が当社に対してなされないときは、かかる変更につき会員による承諾があったものとみなします。

第3条 (用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

第2章 サービスの内容

第4条 (家族会員サービス)

この特約において、家族会員サービスとは、(1)会員契約成立時に当社から接続サービスの利用契約を締結した会員に対し交付されたユーザ ID (以下「ユーザ ID) といいます。) 以外の ID (以下「家族 ID] といいます。) を通じて、会員の指定する家族(会員と生計を同一にする個人とします。以下「家族会員」といいます。) に BIGLOBE サービスを利用させることができるもの、および、(2)会員がユーザ ID 以外の ID の交付を受けて(かかる交付を受ける ID も「家族 ID」として扱います。)、その家族 ID により会員がBIGLOBE サービスを利用することができるものをいいます。((2)の家族会員サービスの場合、この特約における「家族会員」は、会員を意味するものとして扱います。)

第5条 (会員の義務)

会員は、家族会員に対し自己の責任において会員規約およびこの特約の各条項を遵守させなければなりません。ただし、前条の(2)に記載の家族会員サービスについては、会員自らが会員規約およびこの特約を遵守しなければなりません。

- 2 会員は、家族会員の行為についても、当社に対して責任を負います。
- 3 会員は、料金等に関して家族 I Dによる利用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負います。

第3章 申し込み等

第6条 (利用申し込み)

家族会員サービスの利用の申し込みをする場合、会員は、この特約に同意のうえ、ユーザ I Dを用いて当社所定の方法により、次の各号に掲げる事項について入力していただきます。

- (1) 家族会員となる本人の氏名
- (2) 家族会員となる本人の住所
- (3) 家族会員となる本人の電話番号
- (4) その他家族会員サービスの利用申し込みの内容を特定するために必要な事項
- 2 会員は、すでに締結されている会員契約に係わるユーザ I Dを家族 I Dとすることはできません。

第7条 (利用申し込みの承諾)

当社は、次の各号の場合には、家族会員サービスの利用申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本条第1項の承諾後であっても、会員または家族会員が次の各号の1に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、家族会員へのBIGLOBEサービスの提供を終了することができます。ただし、本項第1号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときは、当社所定の方法にて通知することにより、家族会員へのBIGLOBEサービスの提供を終了することができます。

- (1) 家族会員サービスの利用申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 家族会員となる個人が、過去に不正使用などにより会員契約(その他当社が提供するサービスに係わる契約を含みます。)の解除 またはBIGLOBE サービス(その他当社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合
- (3) その他家族会員サービスの利用申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合

第8条 (家族 I Dおよびパスワード)

当社は、前条第1項の承諾をおこなった後すみやかに家族 I Dおよびパスワードを記載した当社所定の書面(以下「登録証」といいます。)を会員に送付します。

- 2 家族会員は、パスワードを自ら変更することができます。
- 3 家族会員は、BIGLOBE サービスのうち当社所定のサービスについて、ユーザ I Dおよびパスワードにより所定のサービスを利用することができます。
- 4 会員および家族会員は、家族 I Dおよびパスワードを、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与等してはなりません。
- 5 家族 I Dおよびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について、当社は一切 その責を負いません。
- 6 当社は、家族 I Dおよびパスワードにより BIGLOBE サービスが利用されたときには、家族会員自身の利用とみなし、会員に、その利用に係わる料金等の支払いを負担していただきます。
- 7 当社は、会員が当社に申告した第6条第1項第(1)号および第(2)号の家族会員の住所および氏名に宛てて、当該家族会員に係る通知または商品等の発送を行うことがあります。

第9条 (変更の届け出)

会員は、第6条第1項各号所定の記載項目について変更があった場合は、すみやかにその旨を当社所定の方法により、当社に自ら届け出するか、または家族会員に届け出させなければなりません。

第4章 利用の終了および利用の停止等

第10条(会員がおこなう利用の終了)

会員は、家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を終了しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知していただきます。この場合、毎月の初日から25日までに当社に到着したものについては対象となる月の末日に、また毎月の26日から末日までに当社に到着したものについては対象となる月の翌月の末日に、家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を終了します。

2 会員契約が解除その他の事由により終了した場合、当社は、家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を自動的に終了します。

第11条(利用停止)

当社は、会員または家族会員が次のいずれかに該当する場合は、何らの責任も負うことなく、ユーザ I Dおよび家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用の全部または一部を停止することがあります。

- (1) 家族会員サービスの利用に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 会員規約第32条または第40条第2項の規定に違反した場合
- (3) 前各号の他会員規約もしくはこの特約上の義務を怠りまたは怠るおそれがある場合
- 2 当社は、前項の規定によりユーザ I Dおよび家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を、会員または家族会員に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第12条(当社がおこなう提供の終了)

当社は、前条の規定により BIGLOBE サービスの利用停止をされた会員または家族会員が、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法により通知することにより、この会員に係わる会員契約を解除しかつ家族会員への BIGLOBE サービスの提供を終了することができます。

- 2 当社は、次のいずれかに該当する場合には、BIGLOBE サービスの利用停止をしないで、当社所定の方法により通知することにより、 該当する会員に係わる会員契約を解除しかつ家族会員へのBIGLOBE サービスの提供を終了することができます。
 - (1) 会員規約第32条第2項または第4項の規定によりファイル等の掲載停止または削除を受けた会員が、同様の掲載等を繰り返し行った場合
 - (2) 会員が前条第1項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合

第5章 料金等

第13条(登録料)

会員は、家族会員サービスの利用の申し込みをし、当社がそれを承諾したときは、家族 I D毎に当社が BIGLOBE サービス料金表に 定める登録料の支払いを要します。

第14条(月額利用料)

会員は、当社が家族会員サービス利用のための家族 I Dを交付した日から起算して、この家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を終了した日までの期間 (家族会員サービス利用のための家族 I Dを交付した日とこの家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を終了した日が同一である場合には、その日) について、月額利用料として当社が BIGLOBE サービス料金表に定める料金額の支払いを要します。

- 2 当社は、次の場合が生じたときでも月額利用料の日割りはおこないません。
 - (1) 月の初日以外の日に家族 I Dを交付した場合
 - (2) 月の初日以外の日に家族 I Dによる BIGLOBE サービスの利用を終了した場合
- 3 第11条の規定により利用停止があったときは、第1項所定の会員は、その期間中の月額利用料の支払いを要します。

第15条(通信料金等)

会員は、ユーザ I Dおよび家族 I Dを通じた BIGLOBE サービスの利用について、当社所定の機器により測定した利用実績に基づいて、通信料金を算出します。

- 2 前項において、会員は、会員規約第5条の申し込みに際して指定した BIGLOBE サービスのコースおよび料金等の支払い方法 (会員 規約第7条第3項に基づく変更があった場合にはその変更後のもの) に従い、通信料金を当社に支払う必要があります。
- 3 会員は、家族 I Dによる有料サービス、オプションサービスその他の利用について、当社が BIGLOBE サービス料金表に定める料金を当社に支払う必要があります。

第6章 その他

第16条(当社の責任)

家族会員サービスの提供に関連して当社が会員および家族会員に対して負う責任は、会員規約第37条のとおりとします。

第17条 (オプションサービス等)

家族会員による有料サービス、オプションサービスその他の利用は、家族 I D毎におこなうことができ、家族 I D毎に有料サービスの料金、オプションサービスの料金その他の料金が課金されます。

第18条 (家族会員から会員に移行する場合の I D等の継続利用)

会員が第10条に従い家族IDによるBIGLOBEサービスの利用を終了する場合には、終了の対象となる家族IDに係わる家族会員は、終了の申し込みとともに当社と新たに会員契約を締結するときに限り、家族会員として使用していた家族ID、パスワードおよびサービスログイン用のメールアドレス(以下「ID等」といいます。)を引き続き新たな会員契約に基づいて使用することができます。

2 前項において新たな会員契約が締結された場合、会員契約を締結した家族会員は、会員契約の締結後 I D等の継続利用手数料として 当社が BIGLOBE サービス料金表に定める料金額を当社に支払わなければなりません。

附 則

この特約は、平成21年10月1日から実施します。

附則

この特約は、平成26年4月1日から実施します。

附則

この特約は、平成26年7月1日から実施します。

附則

この特約は、平成29年11月30日から実施します。